

○開発研究センターの設置及び評価に関する法人細則

〔 令和 2 年 9 月 2 4 日
法人細則第 1 5 号 〕

開発研究センターの設置及び評価に関する法人細則

(趣旨)

第 1 条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程(平成 1 6 年法人規程第 1 号) 第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、開発研究センター(以下「センター」という。)の設置及び評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置要件)

第 2 条 センターは、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 主たる運営資金が外部資金による運営であること。
- (2) 学内外の研究者が共同して行う開発研究であること。

2 学長は、センターが前項各号の要件のいずれかを欠くに至ったと認めるときは、当該センターを廃止するものとする。

(設置期間)

第 3 条 センターの設置期間は、原則として 5 年とする。

(事前協議)

第 4 条 センターの設置を希望する大学教員(以下「設置希望者」という。)は、当該センターの組織及び運営に関する重要事項等について、関係する系等の長(第 8 条第 1 項第 4 号において「系長等」という。)及びエリア支援室等の長(第 8 条第 1 項第 5 号において「エリア支援室長等」という。)と事前に協議し、承認を得なければならない。

(設置計画書等の提出)

第 5 条 設置希望者は、前条の協議の結果に基づき作成した次に掲げる書類を、産学連携を担当する副学長に提出するものとする。

- (1) 別に定める様式による開発研究センター設置計画書
- (2) センターの概要図(様式任意)

(設置準備委員会)

第 6 条 産学連携を担当する副学長は、前条により開発研究センター設置計画書等の提出があったときは、国際産学連携本部の下に、センター設置準備委員会(以下「設置準備委員会」という。)を設置するものとする。

(審議事項)

第 7 条 設置準備委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの設置の可否に関すること。
- (2) センターの開発研究課題、将来計画、組織体制等に関すること。

- (3) その他センターの設置に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第8条 設置準備委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 国際産学連携本部の本部長（以下「本部長」という。）
 - (2) 国際産学連携本部の本部審議役（第12条第1項第2号において「本部審議役」という。）
 - (3) 設置希望者
 - (4) 系長等
 - (5) エリア支援室長等
 - (6) 産学連携企画課長
 - (7) その他本部長が必要と認める者 若干人
- 2 設置準備委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
 - 3 委員長は、設置準備委員会を主宰する。

(議事)

第9条 設置準備委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 設置準備委員会の議事は、原則として出席した委員の全会一致をもって決するものとする。ただし、全会一致が困難な場合は、出席した委員の3分の2以上をもって決するものとする。

(評価)

第10条 センターは、当該センターを設置又は延長した日から起算して3年が経過する日の2月前までに3年目評価を、5年が経過する日の2月前までに5年目評価を、それぞれ受けなければならない。

(評価委員会)

第11条 産学連携を担当する副学長は、前項に規定する評価を実施するときは、国際産学連携本部の下に、センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置するものとする。

(組織)

第12条 評価委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 本部長
 - (2) 本部審議役
 - (3) 財務を担当する副学長
 - (4) 研究を担当する副学長
 - (5) その他本部長が必要と認める者 若干人
- 2 評価委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
 - 3 委員長は、評価委員会を主宰する。

(議事)

第13条 評価委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決

するところによる。

- 3 評価委員会に出席することができない委員は、あらかじめ審議事項等について賛否の意見を明らかにした書面をもって出席者に委任して、その議決権を行使することができる。
- 4 前項の規定により議決権を行使する委員は、評価委員会に出席したものとみなす。

(評価の実施方法)

- 第14条 評価は、書類審査及びセンターの構成員へのヒアリングにより実施するものとし、3年目評価にあつては「良（継続可相当）」又は「不良（要是正指導相当）」の、5年目評価にあつては「良（延長可相当）」、「良（終了相当）」、「不良（要是正指導・1年の暫定延長相当）」又は「不良（廃止勧告相当）」の評語を用いるものとする。
- 2 前項の書類審査は、別に定める様式による開発研究センター実績報告書に基づき実施するものとする。

(評価の観点)

- 第15条 評価は、開発研究の実績及び外部資金の獲得状況の観点から実施するものとする。

(評価結果の報告)

- 第16条 評価委員会は、評価結果及びその理由等を、別記様式の開発研究センター評価結果報告書により、学長に報告する。

(設置期間の延長)

- 第17条 学長は、前条の報告を踏まえ、センターの設置期間を延長することができる。

(実績報告)

- 第18条 産学連携を担当する副学長は、必要があると認めるときは、センターの長に対し、毎年の実績について報告を求めることができる。

(事務)

- 第19条 設置準備委員会及び評価委員会の事務は、産学連携部において処理する。

(雑則)

- 第20条 この法人細則に定めるもののほか、センターの設置及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人細則は、令和2年9月24日から施行する。

別記様式（第16条関係）

（西暦） 年 月 日

開発研究センター評価結果報告書

学長 殿

開発研究センター評価委員会
委員長 ○○ ○○

本委員会は、開発研究センターの評価を下記のとおり実施しましたので、理由を付して報告いたします。

記

評価対象： 開発研究センター（ 年 月 日設置）

評価の実施方法：書面審査及びヒアリング（ 年 月 日実施）

評価の種類・結果：

3年目評価

良（継続可相当） 不良（要是正指導相当）

5年目評価

良（延長可相当） 良（終了相当） 不良（要是正指導・1年の暫定延長相当）

不良（廃止勧告相当）

評価結果の理由等：

以上